高崎市医師会看護専門学校 校 長 有 賀 長 規

## 学校感染症と出席停止について

下記の病気があるため学校保健安全法により出席停止となります。

医師の許可があるまで学校を休ませて下さい。

なお、治癒し登校する場合は、下記の証明書を医師に書いて頂いて、登校日に提出してください。

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・痘そう・南米出血熱・ペスト・マールブルグ病・ラッサ熱・急性灰白髄炎・ジフテリア・重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)・中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る)・鳥インフルエンザ (特定鳥インフルエンザに限る)	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)・ 百日咳・麻しん・流行性耳下腺炎・風しん・水痘・咽頭結膜熱・ 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	・インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く):発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで・百日咳:特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで・麻しん:解熱した後、3日を経過するまで・流行性耳下腺炎:耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで・風しん:発しんが消失するまで・水痘:すべての発しんが痂皮化するまで・咽頭結膜熱:主要症状が消退した後2日を経過するまで・新型コロナウイルス感染症:発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで・結核、髄膜炎菌性髄膜炎:病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで病状により学校医その他の医師において感染のおそ
第三種	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・ 腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出 血性結膜炎・その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

## 治癒証明書

高崎市医師会看護専門学校校長 様

	学科	回生	氏名	
感染症名				

上記の者は、月日より出席停止となりましたが、学校感染症の()が治癒しましたので、月日より、出席可能と認めます。

令和 年 月 日

医療機関名

医師